

加工施設再編等緊急対策事業 実施要領の制定について

〔 2 7 生 産 第 2 3 9 9 号
2 7 政 統 第 5 0 3 号
平 成 2 8 年 1 月 2 0 日
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官 通知 〕

制 定 平成28年1月20日付け27生産第2399号、27政統第503号

最終改正 令和2年1月31日付け元生畜第1613号、元政統第1459号

加工施設再編等緊急対策事業については、先に加工施設再編等緊急対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2397号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり加工施設再編等緊急対策事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

加工施設再編等緊急対策事業実施要領

制 定 平成28年 1 月20日付け27生産第2399号、 27政統第503号
最終改正 令和 2 年 1 月31日付け元生畜第1613号、元政統第1459号
農林水産省生産局長、政策統括官通知

第 1 趣 旨

加工施設再編等緊急対策事業の実施については、加工施設再編等緊急対策事業実施要綱（平成28年 1 月20日付け27生産第2397号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容

本事業は、次に定めるとおり、食肉処理施設再編合理化事業、製粉工場等再編合理化事業、精製糖工場等再編合理化事業、乳業工場機能強化事業及びばれいしょでん粉工場等再編合理化事業により構成され、各事業ごとの取組内容、事業実施主体等は、別記 1 から別記 5 までに定めるとおりとする。

- 1 食肉処理施設再編合理化事業
別記 1 に定めるとおりとする。
- 2 製粉工場等再編合理化事業
別記 2 に定めるとおりとする。
- 3 精製糖工場等再編合理化事業
別記 3 に定めるとおりとする。
- 4 乳業工場機能強化事業
別記 4 に定めるとおりとする。
- 5 ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業
別記 5 に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成28年 1 月20日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成31年 2 月 7 日から施行する。

- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年1月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。